

競争参加者の資格に関する公示

「令和7年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務」に係るJV（以下「共同企業体」という。）としての競争参加者の資格（以下「共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり掲示します。

令和7年5月15日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務

(2) 業務内容

(1) 対象地区および周辺状況の課題や資源の整理

(2) まちづくりの方針・コンセプト作成

(3) 団地全体配置方針の検討

(4) その他ソフト施策等の検討

(5) まちづくりガイドラインの作成

(3) 業務の詳細な説明

本業務の業務内容詳細及び成果物は、別途交付する「令和7年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり。

2 申請の時期

令和7年5月15日（木）から令和7年5月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）まで

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争参加資格審査申請書は、令和7年5月15日（木）から令和7年5月22日（木）までに共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 競争参加資格審査申請書の提出方法及び提出場所

提出方法：申請者は、競争参加資格審査申請書に本業務に係る共同企業体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参すること。郵送又は伝送によるものは受け付けない。

提出場所：〒130-0022

東京都墨田区江東橋 4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル本館9階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

ストック再生企画部 計画第1課 電話：03-5600-2015

4 共同企業体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同企業体については、共同企業体としての資格がないと認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

② 当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指

名競争) 参加資格について、各構成員が「調査」の業種区分の認定を受けていること。

- ③ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

- ④ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

(2) 業務形態

- ① 構成員の業務分担が、業務の内容により本業務に係る共同企業体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、本業務に係る共同企業体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者は、本業務に係る共同企業体協定書において明らかであること。

(4) 共同企業体の協定書

共同企業体の協定書が別紙に示された「令和 7 年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務△△・××共同企業体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体の取扱い

4 (1)②の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も説明書により申請をすることができる。この場合において、共同企業体としての資格が認定されるためには、4 (1)②の認定を受けていない構成員が4 (1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4 (1)②の認定を受けていない構成員が、開札の時までに4 (1)②の認定を受けていないときは、共同企業体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6 の共同企業体としての資格の有効期間は、共同企業体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 共同企業体の名称は「令和 7 年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務△△・××共同企業体」とする。
- (2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、申請書及び資料の提出の時ににおいて、共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「揭示文兼入札説明書【電子入札対象案件】（総合評価方式による契約方式）」（令和 7 年 5 月 15 日付け東日本賃貸住宅本部長公示）に示すところにより、申請書及び資料の提出者として選定されていなければならない。

以 上

競争参加資格審査申請書

貴本部等で行われる令和7年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務に関する業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている業種

(会社名)

登録業種名	登録番号	登録年月日	登録業種名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

登録等を受けている業種

(会社名)

登録業種名	登録番号	登録年月日	登録業種名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部長 殿

共同企業体名 令和7年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務△△・××
共同企業体

(代表者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電 話

F A X

(構成員) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

記載要領

登録事業名の記入に当たっては、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の登録事業に限るものとする

令和7年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務
△△・××共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 令和7年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務に関する業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「当業務」という。）
- 二 前号に付随する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、令和7年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務
△△・××共同企業体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、 年 月 日に成立し、当業務に関する業務の委託契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

- 2 当業務に関する業務を受託できなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当業務に関する業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 △△株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 ××株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、当業務に関する業務の履行に関し、当共同体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、当業務の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、委託者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は、解散した場合においては、当該権利に関し委託者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の当業務に関する業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇業務 △△株式会社
〇〇の〇〇業務 ××株式会社

- 2 前項に規定する分担業務の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当業務に関する業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 当業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当共同体が当業務に関する業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 当共同体が解散した後においても、当業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△株式会社他〇社は、上記のとおり令和 7 年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務△△・××共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住所

△△株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

住所

××株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

共同企業体協定書等作成の手引

共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする場合は、この手引きにより「競争参加資格審査申請書」、「共同企業体協定書」及び「委任状」を作成して下さい。

1 競争参加資格審査申請書

(1) 登録事業名、登録番号及び登録年月日

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の登録業種区分（共同企業体の各構成員が「調査」の業種区分の認定を受けていること。）、登録番号及び登録年月日を記入する。

(2) 日付

当該申請書の提出日とする。なお、共同企業体協定書もこれと同じ日付とする。

(3) 共同体名

共同企業体の構成員全員の社名を・（中点）で連ねた名称とする。なお、構成員の社名は、できるだけ省略する。

（例）「株〇〇〇建築設計事務所」と「株△△・××建築研究所」が構成員の場合は、
「〇〇〇・△△××共同企業体」とする。

2 共同企業体協定書

(1) 第2条（名称）

1（3）の共同体名を記載する。

(2) 第3条（事務所の所在地）

事務所の所在地を記載する。

(3) 第4条（成立の時期及び解散の時期）

成立の時期は、1（2）の日付を記載する。

(4) 第5条（構成員の住所及び名称）

共同企業体の構成員全員を記載する。なお、押印は不要です。

(5) 第6条（代表者の名称）

社名（商号又は名称）を記載する。

(6) 第8条（分担業務）

共同企業体の各構成員の分担業務を記載する。（一つの業務を複数の構成員で実施することがないように分担する。）

（例）「基本構想の総括責任者業務 株〇〇〇建築設計事務所」
「基本構想の主任技術者及び意匠業務 株△△・××建築研究所」

なお、第2項の規定は、当機構との間に請負契約を締結した共同企業体のみに適用され、当共同企業体には、別途、分担業務の価額を定める協定書を作成していただき、契約書の提出時に併せて提出していただきます。

(7) 第11条（取引金融機関）

共同企業体としての取引銀行名を記載する。

(8) 協定書の作成部数等

① 「株式会社〇〇他〇社」は、共同企業体の代表者構成員の社名と代表者以外の構成員の数を記載する。

② 「〇通」は、共同企業体の構成員全員の数を記載する。

なお、当該協定書は、当機構への提出用として、記載した数に1通（記名押印の上）を加えた部数を作成して下さい。

(9) 協定締結日

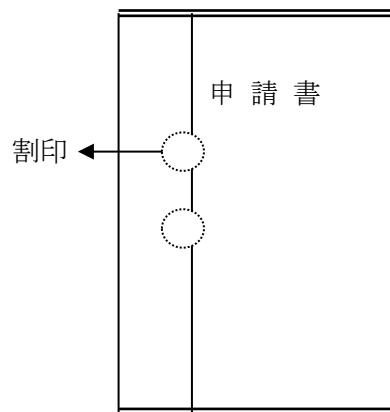
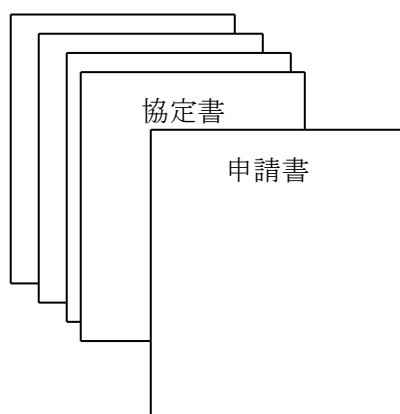
1(2)の日付を記載する。

3 綴り方

1、2で作成した書類（分担業務の価額を定める協定書を除く）は、下図のように①競争参加資格審査申請書、②共同企業体協定書の順で一緒に綴り、左側を袋とじし、袋とじの境目（表と裏）に共同企業体の構成員全員の割印（袋とじにした場合、各ページ間の割印は不要）を押して下さい。

なお、これらの書類に収入印紙を貼付する必要はありません。

(綴り順)



- (イ) 袋とじの境目に構成員全員の割印を押してください。(裏側も同様)
- (ロ) 各ページ間の割印は必要ありません。

4 委任状

- (1) 構成員の住所、商号又は名称及び代表者氏名
共同企業体の構成員全員を記載する。
- (2) 代表者の住所、商号又は名称及び代表者氏名
共同企業体代表を記載する。

5 提出

3の書類は申請書及び資料提出時に、4の書類は見積もり合わせ当日に、2(6)にある分担業務の価格を定める協定書は契約時に、それぞれご提出ください。

以 上

△△・××共同企業体協定書第8条に基づく協定書

令和7年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務に関する業務については、△△・××共同企業体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務類を次のとおり定める。

記

分担業務類（消費税及び地方消費税の額を含む。）

〇〇の業務 △△株式会社 〇〇円

〇〇の業務 ××株式会社 〇〇円

〇〇株式会社他〇社は上記のとおり分担業務類を定めたので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

令和7年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務△△・××共同企業体

代表者	住所				
	△△株式会社	代表取締役	〇〇	〇〇	印
	住所				
	××株式会社	代表取締役	〇〇	〇〇	印

競争参加資格認定通知書

業 務 名 令和7年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務
郵便番号
住 所
宛 名
代 表 者

殿

登録番号

受付番号

令和〇年〇月〇日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部本部長 井添 清治 印

先に申請のあった標記の資格について、次のとおり資格があることを認定しましたので、通知します。

業 種 区 分	
---------	--

有効期限 認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

なお、この通知書受領後に競争参加資格審査申請書の記載事項又は営業所の変更があった場合若しくは合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出てください。

競争参加資格認定通知書

業 務 名 令和7年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務
郵便番号
住 所
宛 名
代 表 者

殿

登録番号 受付番号

令和〇年〇月〇日
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部本部長 井添 清治 印

先に申請のあった標記の資格について、次の業種区分については資格がないと認定しましたので、
通知します。

業 種 区 分	
---------	--

委 任 状

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

共同企業体 住 所
構 成 員 商号又は名称
 代表者氏名

印

共同企業体 住 所
構 成 員 商号又は名称
 代表者氏名

印

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部との令和7年度千葉県内大規模団地におけるまちづくりガイドライン等策定業務に関する業務について、下記の権限を委任します。

受 任 者 住 所
共同企業体代表 商号又は名称
 代表者氏名

印

(委任事項)

1. 見積及び入札について
2. 契約に関すること
3. 支払金の請求及び領収について

以 上